

令和3年度 あいの樹地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
運営体制	総合相談支援業務
<p>(1)事業計画の策定・評価・改善</p> <p>あいの樹地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、担当地区の実状、ニーズや課題等を踏まえ、センターの目的や運営方針に沿い、年度毎の事業計画を策定します。事業計画や目標に対し進捗管理及び事業評価を実施し、必要な業務改善を行います。</p> <p>(2)広報活動</p> <p>センター業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るため、業務内容について、地域住民や関係者へ積極的に広報します。</p> <p>(3)専門職のチームアプローチによる支援</p> <p>専門職が、各々の専門性を活かし、相互に協働・連携しながら課題解決に向けて対応する等、包括的に高齢者を支えるチームアプローチを実践します。</p> <p>(4)職員の姿勢</p> <p>職員は、公正・中立な立場であることを認識し、センターの設置目的と機能を理解した上で、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。</p> <p>(5)職員の資質向上</p> <p>相談やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識・技術の習得に努めます。積極的に会議や研修等に参加し、職員個人が自己研鑽を積むだけでなく、各職員が学んだ知識・技術については、職員間で伝達する等人材育成のためのシステムを構築し、センター全体の資質向上に努めます。</p> <p>(6)個人情報の保護</p> <p>個人情報の取扱いについて、関係法令及び市個人情報保護条例を遵守し、厳重に取り扱うとともに、個人情報の紛失、漏洩がないよう十分配慮します。</p> <p>(7)苦情対応</p> <p>苦情等に対応する体制を整備し、迅速かつ誠実に対応します。また、報告書の作成及び供覧により、センター全体として情報を共有するとともに、再発防止に努めます。</p> <p>(8)市及びセンター相互の連携強化</p> <p>市関係部署と連携し、適切かつ迅速に高齢者の支援を行います。また、常に、定期的に連絡会等に参加し、市や他のセンター間との情報共有、連携及び課題に対する取組みの検討等を行います。</p>	<p>総合相談の窓口として、相談から具体的な支援・サービスまで繋がれるように業務を行ないます。必要に応じて関係機関とも速やかに連携を行ない、高齢者の心身、生活の状況を把握し適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるよう総合的な支援に努めます。同時に地域関係者とのネットワーク構築も兼ねて地域活動等への参加、地域特性などの情報収集・把握にも努めていきます。</p> <p>(1)総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期段階での相談対応 ・継続的・専門的な相談支援 ・家族介護者への支援 <p>(2)地域包括支援ネットワーク構築業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする高齢者等を見出し、適切な支援へのつなぎや継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者・医療機関・民生委員等地域における様々な関係者や機関とのネットワークの構築を図ります。 ・ネットワーク構築のため、関係機関等の会議や行事等に積極的に参加するとともに、地域の社会資源やニーズの把握に努めます。 ・相談協力員研修の実施 <p>(3)実態把握業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への個別訪問同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行います。

令和3年度 あいの樹地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
権利擁護業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
<p>地域住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行います。</p> <p>(1)高齢者虐待への対応</p> <p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（「高齢者虐待防止法」）に規定する事務の委託により、次の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談、指導及び助言 ・通報 ・届出の受理 ・高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実確認のための措置 ・養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置 <p>※虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、市と適切な連携を取ります。</p> <p>(2)消費者被害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の予防啓発 ・関係機関との連携 ・消費者被害の相談・支援 <p>(3)困難事例への対応</p> <p>困難事例を把握した場合は、センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、センター全体で対応を検討し、ネットワークの活用等により適切な支援を行います。</p> <p>(4)成年後見制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用相談、支援 ・普及啓発 ・利用に関する判断 ・制度利用が必要な場合の申し立てに関する支援及び市との連携 ・その他制度の活用、促進に関すること <p>(5)老人福祉施設等への措置の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置が必要と思われる場合の市との連携 ・その他措置に伴う支援 	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医や介護支援専門員との連携をはじめ、他職種相互の協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図ることにより、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員等に対する支援等を行います。</p> <p>(1)包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と地域の関係機関との連携を支援します。</p> <p>(2)介護支援専門員のネットワーク構築・活用</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメントを実践するのに必要な具体的な情報の共有を行う等、介護支援員も人同士のネットワークを構築します。</p> <p>(3)介護支援専門員等の実践力向上支援</p> <p>介護支援専門員の包括的・継続的ケアマネジメントの実践力の向上を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任ケアマネ研修 ・介護支援専門員育成研修

令和3年度 あいの樹地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
介護予防関連業務	在宅医療・介護連携推進業務
<p>介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切なサービスが、包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。</p> <p>(1)指定介護予防支援業務</p> <p>介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>事業は、介護予防支援事業者の指定を受けて実施し、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)を遵守します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント給付管理 ・総合事業・要支援者のスクリーニング業務 ・総合事業・要支援者のケアプラン点検 ・プラン点検評価、給付管理 ・対象者の訪問調査 <p>(2)一般介護予防事業</p> <p>担当地区内の第1号被保険者を対象に、市と協働で事業を実施します。</p> <p>①介護予防把握事業</p> <p>地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、支援を必要とする者を把握し、介護予防活動へつなげます。</p> <p>②介護予防普及啓発事業</p> <p>高齢者支援だより等の作成と配布 エリアの特徴を踏まえた教室等の開催 フレイル予防の実施</p> <p>③地域介護予防活動支援事業</p> <p>いきいきふれあいのつどい フレイル予防の実施</p>	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、関係機関と連携を図りながら支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護の連携に係る課題抽出と対応策の検討 ・医療と介護関係者の情報共有の支援 ・在宅医療と介護連携に関する相談支援 ・地域住民への普及啓発

令和3年度 あいの樹地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
生活支援体制推進業務	認知症総合支援業務
<p>地域に設置された協議体との情報共有や介護支援専門員、生活支援コーディネーター等との連携を通して、地域課題の把握に努めます。必要に応じて市役所やその他の関係機関とも連携し地域のネットワークの構築に努め、高齢者の生活支援体制の整備、住民同士の支え合い体制の構築に取り組んでいきます。</p>	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制づくりを行い、関係機関と連携しながら認知症の方とその家族の支援を行います。</p> <p>(1)認知症の正しい理解についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催 <p>(2)認知症の人にやさしい地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員の配置による、地域に応じた相談体制、ネットワークの構築 ・認知症関連事業の実施による地域づくり ・認知症カフェへの協力 ・家族介護者支援事業の開催 <p>(3)早期発見・早期対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの利用促進 ・定年齢認知症検診結果による受診勧奨

令和3年度 あいの樹地域包括支援センター運営方針

事業目的・内容・方法	
地域ケア会議の実施	多職種協働による地域包括支援ネットワーク
<p>多様な関係者が協議し、支援が必要な高齢者の地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけるため、会議を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域における地域個別ケア会議の開催 ・圏域における地域における地域ケア会議の開催 ・高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援 ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築 ・個別ケースの課題分析等による地域課題の把握 	<p>包括的支援事業を効果的に実施するため、地域の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うために、地域の関係者とのつながりを築き、連携を図ります。</p>